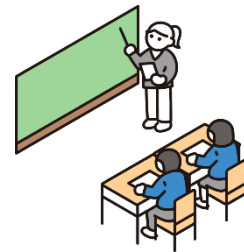


## 教材費等給付金 (鳥取県高校生等奨学給付金)



## 家計急変世帯

対象世帯: 基準日において次の1①又は②のいずれかに該当し、2~4 すべてに  
該当する世帯

※基準日に休学している生徒は対象外です。

年額の基準日: 令和8年7月1日、随時申請の基準日: 申請日の翌月1日

1 家計急変の影響により、生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が

① 105,500円未満に相当すると認められる世帯

② 264,500円未満に相当すると認められる多子世帯

※多子世帯とは、生計維持者が生徒を含む3人以上の子等の生計を維持している世帯のことです。

※父母がいる世帯は、父母両方の所得割額の合計

2 生計維持者が鳥取県内に在住

3 専攻科の生徒への修学支援の対象者

4 生徒について児童福祉法による特別育成費を受給していないこと

※特別支援学校高等部生徒、児童入所施設入所生徒(母子生活支援施設を除く)、里親に養育されている生徒及び過去に高等学校等を卒業又は修了した者は教材費等給付金の対象外です。

## 給付額

世帯区分	国公立	私立
非課税世帯相当	50,500円	52,100円
所得割合算額が105,500円未満相当	16,830円 または 10,100円	17,370円 または 10,420円
所得割合算額が264,500円未満相当の多子世帯	12,630円 または 10,100円	13,030円 または 10,420円

## 所得割とは？

所得課税証明書には、「年税額」の欄のほかに、「所得割額」と「均等割額」の欄があります。生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額により家計急変世帯に相当するか判断します。

※「均等割額」に課税額があっても、「所得割額」の欄が「0」になっていれば、家計急変分ではなく通常分の申請が可能です。

## 申請者について

次の1~2の順で申請できます。

1 主たる生計維持者

2 生徒本人

## 1 申請手続き

申請の方法は原則「電子申請」です。

※電子申請がどうしても難しい方は在学中の高校等へお問い合わせください。  
県外高校の方は育英奨学室(0857-26-7541)へ御連絡ください。

<教材費等給付金 HP>  
～家計急変～



下記の必要書類を揃えた上で、こちらの QR コードから申請してください。

### 【必要書類】

- ・振込先の口座情報がわかるもの(振込口座の通帳またはキャッシュカード等)  
～以下、画像データが必要～
- ・【県外高校のみ】在学証明書(様式第4号)
- ・家計急変の発生事由を証明する書類  
(例:離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届出、会社作成の給与見込、  
直近の給与明細3か月分、収支見込内訳書(自営業の場合)等)
- ・令和8年度(令和7年分)所得課税証明書  
※高等学校等就学支援金の認定状況、家計急変の発生事由によっては追加で書類を  
求める場合があります。

※所得課税証明書は父母がいる世帯は父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名分が必要です。父母と同居する祖父母の分は不要です。

※県外市町村が発行する所得課税証明書で申請される場合、基準日時点で保護者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しも必要です。

### 【申請期間】

令和8年7月1日までに急変した場合:令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)

令和8年7月2日以降に急変した場合:家計急変事由発生日～令和8年12月31日(木)

## 2 問合せ先

鳥取県教育委員会 人権教育課 育英奨学室

電話:0857-26-7541

メール:[jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp)